

# 哲學研究

第百廿六號

第十二卷  
第九冊

## 權威に就いて

藤井健治郎

一

哲學的概念にして正當に理解されてをらぬ者が澤山ある。權威の如きも其一つである。權威は或る多くの人々によつては外的威力なりと理解されてゐる。彼等は理性の自律的道德に對して權威的道德を立て、其等兩者を對照せしめてをる。彼等の所謂權威的道德とは、道德の基礎は之を行ふ者自身の外に在る國家又はその主權、若しくは宗教的神に存すと想定せられたる道德を謂ふのである。此場合に於ける權威は、吾ならぬ外的國家、主權、又は神といふ外的威力である。又或る者殊に一派

の社會主義者は權威を一般の壓制力なりと觀て、個人の自由を制限する所の外的權力なりとする。是等は權威を權力と同一視した謬見であつて、決して權威を正當に理解したものでない。私の此一小講演は、然らば如何に理解したのが、權威を正當に理解した者であるかを明にせんとする者である。

—

私は先づルードウキッヒ・シユタインが『哲學の光で觀た社會問題』に於いて、權威に就いて論述した、彼の意見の主要を此に述べたい。それは勿論こゝで彼の意見を仔細に研究し、批判せんが爲めではなく、單に私の考を述べる足場としての便宜上の問題であるに過ぎない。シユタインは權威に就いて四つの論點を擧げてをる。

第一に權威をその形式フォルメンと、原理プリンチプとに別け、形式は歴史的なもので、時處位によつて種々變化してをるけれども、原理は心理的なもので、不變的なものであり、従て一般に通じた者であると説き、第二に、權威は個體及種の保存原理なりと述べ、第三に、權威は阻止原理プリンチプであり、又促進原理ベネシヨニグングスツリチンなりと論じ、最後に感情的必要から宗教を求め、思惟的必要から純正哲學の要起り、有極論の必要からして、權威に對する需要が表はれると説い

てをる。シュタインの此等の四つの論點は、いづれも相當に權威についての考察に對して暗示を與へる者であるが、今は私の論述に必要な限り、その中の一二點を足掛りとしやう。

### 三

シュタインが權威をその形式と原理とに別け、前者を歴史的であるとせざるまでは可なれども、後者を心理的なりと論じたるは、謬見である。社會學者は父權を一切權威の根本形式となしてをり、キルヒマンは父統一としての國民君主神等を歴史的に表はれたる四つの權威としてをる。而して彼は、君主の如きは彼等の權力が無制限であり、偉大であればある程、道德の淵源になるといつてをる。かやうに權威の表現する形式は時處位につれて變化するのは、歴史的事實であるが、しかし原理としての權威は歴史的經驗的條件の如何に拘はらず恒久に常時存在する。人は謂ふ、權威は統制原理なるが故に、萬人が平等で自由なる社會には存することが出來ない。しかし決してそうでない。苟くもこゝに一つの團體があれば、そこには必ず權威の存せずと謂ふことがない。ロベスピエールでも、強盜掠奪を事とする國家でさへ、權威を

擁立して之に服する者であるといつてをり、ニーチエの考へた理想的國家は、それが超人の權威が認められたる國家であらねばならぬやうに、如何なる自由國でも、それが團體である限り、そこに、何等かの形式の權威の存しないことはない。革命の手段によつて舊い權威の破壊されたことはある。しかしそれは唯舊いのを壊はして、その代りに新しいのを置き更へただけのことであつて、權威その者を破壊して、永遠に之をなくしてしまつたのではない。偶像破壊主義アイコノクラズムとは既に其職能を果たし上げて、實際に其生命を失つてをる權威の死骸と信する者を取り除くことであつて、權威その者を破壊してしまふ運動ではない。權威は常に存在する。しかしその形式は時に從て常に變化する。

以上に論述した理由によつてシュタインが權威の形式と權威その者としての權威の原理を區別したのは正しい考察の方法であり、又權威の形式は歴史的の者であるといつたのも亦正當なる見解である。唯此論點に關してシュタインの謬つてをる點は、原理としての權威、即ち權威其者は心理的範疇であるとした點である。權威は心理的範疇でなくして論理的範疇である。權威は知識が成立し、道徳が可能であるがためには、論理的になくしてはならぬ範疇で、その性質はカントの範疇即ち悟性形

式のそれと同じことである。此點を明にするのが此一小講演の課題である。

四

シュタインが權威を以て心理的範疇としたのは如何なる理由に由れる者であらうか。權威は意識内容として吾人に寫象せられるからといふことであるならば、それは全然理由をなさぬ。凡そ哲學的概念の吾人によつて考察せられる者にして、心理的現象として、吾人の意識中に現はされぬものがあるだらうか。そんな者は一つもない。シュタインは感情的必然として宗教を要し、思惟的必然として形而上學を要し、目的的必然として權威を要すといつてゐるが、此等の必然なるものは何等心理學的必然でない。宗教形而上學權威是等の三者は如何なる心理的作用からも必然的に生れて來る者でない。宗教も形而上學も權威と共に心理的範疇でなくして論理的範疇である。

シュタインは權威は吾人の意思の阻止及促進の機關であるといつてゐる。是は權威の作用を平面圖的に觀た結果を述べたものであつて、ありのまゝの立體的權威を表はしたものでない。一つの情緒運動が、その反對の作用をなす所の他の情緒運

動によつて阻止せられることのあるのは心理的事實である。例へば利他的情緒運動は利己的のそれによつて阻止されることがあると同じことである。スピノーザが情緒によつてのみ制せられるといつたのは、此心理の平面を表はしたものである。しかし此平面の心理に何等權威の介在することがあることがない。前例についていへば、利己心も利他心も、共に五分五分の平等な存在理由を以て、相對抗してゐるので、兩者の中の一方が命令し、他の一方はそれに服従しなければならぬ理由がない。換言すれば一方が他の一方に對して權威として他を服従せしめる資格があるものでない。要するに相對した二つの情緒が、同時に意識内に表現せられたる時には、彼等相互間に阻止作用の起ることは心理的必然なれども、しかしそこには何等權威のあることがない。故に單に阻止作用を以て權威の特徴の如く唱へる所のシユタインは、未だ權威の本質を明にしたものでない。

之を平面的に觀れば權威にも阻止作用のあることは事實である。しかしその阻止は心理的でなくして論理的である。阻止するものと、阻止せられる者とは、五分五分の平等關係にあるのでなくして、命令するものと、服従する者との差別關係にある者である。阻止する者は當然阻止すべくして阻止し、阻止せられる者は、當然阻止せ

らるべくして阻止せられるのである。グリーンが欲求の目的觀念に就いて説明した時、選擇の中に入つた者と、それに外れた者との間には、單に強弱の差があるばかりでなく、性質の別があると論じてゐるが、グリーンの此考察の仕方は、移してこゝに之を用ゐた時、私の論述の趣意も一層明瞭になると思ふが、時間の都合上之を省略する。

## 五

私は權威は定止原理 (Halprinzip) なりと斷ずる。然らば謂ふ所の定止原理とは何か。私は私の意味を説明する前に、斯かる術語を用ゐた由來を語ることは、私の意味を明かにする一助になると思ふ。私がこゝに用ゐた定止なる語は、「大學」の三綱領中の「止於至善」の句から、章を斷じ義を取て造くつたのである。私かに惟ふに至善に止まることがなくば、明々徳も新民も其據て立つ所の地盤を失ひ、それ自身の價值はあるとしても、人生全體、道德全體に對しての意義を缺き、單に斷片的なものになつてしまふであらう。又止から連續して起きると考へられてゐる所の定靜安慮得等は、意思の論理を述べた者で、此點に於いてもやはり「止」が意思活動の最終の地盤、最初の

出發點であることを明にしたものであらう。此意味に於いて「止」は「大學」の樞機であつて、他の二綱領、八條目悉く之を中軸として開展したものであると思ふ。私は此「止」と意思の論理的開展の第一階段たる「定」との二字を合せて「定止」としたのである。亦以て私の定止原理の意味を闡明する一助とするに足りるであらう。

シュタインは權威を促進原理であるとす。それは氏が權威を個體及種保存の原理としたと同じく、權威を利用の原理なりと觀ての論であるが、權威にそうした機能のあることは事實である。知識の方面に於いても、道德の方面に於いても、權威によつて個々の推理の手續を省略したり、意思の作用を簡便にしたりすることが出来る。又個體及種保存に於いても、權威に服従することによつて、非常にその手續を簡單にして、爲めに高尚にして複雑した生活を營むことが出来る。マツハは知識の統一を思惟經濟デシクノミキだと形付けてしまつてゐるが、權威は思惟經濟であるのみならず、又意思經濟であるといふことが出来るので、權威にはたしかに利用原理と見られ得る點が存在してゐるのは見逃がすことは出来ない。

しかし權威に生活知識、道德に對して利用の機能があるといふことをいつた處で、それで權威の本質を説明したものでない。權威はその利用の爲めに存在してゐる



のではない、即ち權威の存在理由はその利用の爲めでない。權威は知識の成立、道德の可能の爲めに、必ずなくてはならぬ者として存在するのである。即ち論理的實踐的必然として存在するのである。

先づ知識の方向にむいていへば、無省察的で素朴的で而して最も初に來る所の者は、所謂素朴的實在論であるが、吾人の懷疑心は之に定止することが出來ず、先づその第一壁を突破して、その内廓中に定止の地點を求めんとするのである。かくて後、その定止の地點として種々なる知識體系が提供される。例へば主觀的唯心論、絶對的唯心論、批評的唯心論、批評的實在論、經驗的批評論等それである。しかし如何に種々なる立場が提供せられても吾人の懷疑心はそのごんなものに對しても、十分の満足を表して、それに定止することが出來ず、それに對してもその懷疑の刃を向けることが出來る。而して單に心理的必然を以てするならば、その懷疑の刃は如何なる鐵壁でも無際限に突破することの出來るもので、懷疑その者はたしかに底の無い海である。何處までも沈没して行つて、つまりは自己自身の破滅を招かずんば已まぬ者である。故に知識が成立する爲めには、何處かで此懷疑の刃を受け止めて、それには如何うしても懷疑の刃の割めない地盤がなければならぬ。デカルトの *cogito, ergo sum*

は彼自身に於いては、それがその地點であると考へたのである。けれどもそれはデカルトの主觀であつて、客觀的に觀れば懷疑としてはその思惟主體としての自我に對しても、その刃を刺まうとすれば出來ないことはないのである。故にデカルトはそこに定止原理を認めたにしても、それはたゞデカルトがクリア、デイスチンクトの標準に照して獨斷的にそれと決定したまでいあつて、決して絶對的なものでない。カントが此等の哲學を一切獨斷的哲學として排斥したのは、こゝに基づいてをる。テルツリアーヌスの *credo, quia absurdum* は、懷疑が如何にしても論理的整合を保つ所の思想體系の出來難いと信じた時、一方からいへば最後の避難場として、他方からいへば最初の根本立場として述べた言と解すべきである。しかし是のテルツリアーヌスの獨斷的であるといへば正しくそうであつて、正當の立脚地盤と稱するこゝとは出來ないが、こゝにはその正當の地盤の何たるかを確立せんとするのでない、唯デカルトでもテルツリアーヌスでも、彼等の知識體系を成立せしめんが爲めに、彼等が觀て以て不可疑の最終の地盤と信じた者を求めたる者の例として、こゝに論じたまでに過ぎぬ。コーエンはウーアシュブルングといふことを説くが、是はやはり不可疑の最初の根本地點を謂つたものである。

以上論じたる處によつて、知識が可能であるが爲めには、何處かに疑はんを欲して疑ふことが出来ず、絶対に確實なものとして信せざるを得ざる定止原理がなければならぬことは明瞭であると思ふ。

## 六

次に意思に就て考察しやう。衝動<sup>ツインク</sup>及欲求<sup>ニギヤク</sup>等による經濟的意思は、すべて經驗的制約の如何によつて好惡の感情に變化を來たし、その變化の生ずる毎に意思の決定は動搖し、その適從する所を知らざるに至るし、又たとひ如何様にか決定したにしても、一切の衝動及欲求はすべてみな平等の權利を以てその存在を主張する者なるが故に、その決定は決して最後の決定的なものでなく、一時蟄伏してゐた衝動欲求は何時その頭を擡げ出して、その存在を主張し來るやも知れず、又さういふことがあつてもそれを退ける理由がない。コーエンが經驗的意思は所詮無政府<sup>アナルキ</sup>に陥らざるを得ないと論じたのは意味のあることである。而して無政府状態になるといふことは、意思それ自らの破滅になるといふことなのである。そこでこの自滅を免れんが爲めには意思は如何なる状態にあらねばならぬかといへば、正當なる意思はその他一

切の衝動欲求等が同等の權利を以てその存在を主張することが出来ないのみならず、當然なるものとして服従しなければならぬ所の最後決定的の決定がなければならぬ。此決定が意思に於ける定止の地點であつて、その決定をなす所の者は定止原理である。

以上論じたことによつて、知識の成立と、道德の可能との爲めに、必ず何處かに定止の地點がなければならぬことが明瞭であらう。而してその定止の地點を決定する者が定止原理であり、而してそれがやがて權威である。

それ故に權威は之を次の如く定義することが出来る。曰く權威とは絶對無條件的に承認しなければならず、知識絶對無條件的に服従しなければならぬ所の原理(道德)を謂ふ。

## 七

然らばその定止原理は何處に出現し、存在するか。それには經驗的存在と、超驗的存在とを區別して考察しなければならぬ。キルヒマンは父・國民・君主・神の四者を權威としたことは既に述べたる所であるが、此等の四者はすべて權威その者が、ある一

定の經濟的條件に制約せられて自己を表現した權威の具象的姿に外ならない。即ち定止する主體と、その主體のおかれる環境の客觀的狀態との關係によつて決定されて、その異つた姿を表はしたものである。従て權威にはその經驗的條件の如何によつて發展の階段があり得る。父權が權威の現はれる最初の姿であつて、神がその最終の形である。

以上は權威が經驗的に現はれたる具象的體形について述べたものであるが、この具象的存在の外に猶理念としての超驗的存在がある。即ち具象的體形は理念としての權威が一定の具象的條件に制約せられて現はれたる姿である。而して此理念としての權威は、必ず實在的なものであらねばならぬことは、知識が成立し、道德が可能なることによつて明かである。即ち知識と道德とは權威の實在に對する認識理由で、權威の實在は知識と道德との可能に對する實在理由である。

此經驗を絶した、理念としての權威こそ、永恒不動の定止地點で、それが「大學」に謂ふ所の「止於至善」の境地を指すものである。至善は圓滿完了した極上の善で、具象的善は、その至善が經驗的條件に制約せられて現はれたる一つの姿ではあるが、至善その者ではない。しかしその至善なしには個々の具象的善はあり能はぬ。至善は理念

としての善である。「止まる」は個々人が任意に止まらんと欲して止まるのでない。——この語の裏面には若し人にして止まることを欲せざれば止まらずともいふ意味が含蓄されてゐる。そんな個人の經驗的な任意によつて決定されるが如き「止まる」ではない。此「止まる」は止まざるを得ずして止まるのである。而かもその不可不は心理的不可不でなくして、論理的不可不である。「大學」の思想體系は此「止於至善」を永恒不動の地盤として開展された者なることは前に論じた通りである。即ち「大學」は至善を定止原理と立てた體系であるといふべきであらう。

## 八

以上の論述で權威は絶對無條件的に承認されねばならず、絶對無條件的に服従されねばならぬ定止原理として考察せらるべきであるといふ、私の意見は略明瞭になつたと信するが、猶その趣意を明にせんが爲めに、世間に最も普通に行はれてゐる誤解を解かう。その謂ふ所の普通に行はれてゐる所の誤解とは、權力カキを權威カキと誤認してゐることをいふのである。例へば權威は自由を制限する壓制原理であるとなし、革命手段によつて之を破壊しなければならぬなどいふのは、その顯著なる一例であ

る。權威が權力と誤認せられるのは、權威が人を威壓して、自己を承認せしめ、自己に服従せしめる作用をなすからである。しかしその作用は權威によるものと、權力による者と、全く相異つてをるものであるけれども、具象的權威は多く權力と相結合してをるが故に、動もすれば誤解せられるのである。父國民、君主等の權威は權力を併有する。されどその權力と權威とは全く異つてをるもので、それが權威たるはその權力がある爲めでない。ある者が權力を有つてをるか、ゐないかは超驗的に分ることではなくして、唯經驗的にのみ分ることである。然るに人が父國民、君主等を權威者とするのは、經驗的に權力の有無を試験してから、始て權威者とするのでない。唯何となしに始めに彼等の權威を感じ、而してその併有してゐる權力にも服従するやうになるのである。

權力所有者例へば軍事的勝利者、又は戰鬪的英雄が權威となるやうに見ゆることあるが、それはたゞ然か見ゆるまで、あつて、實際は權力があるから權威となるのではない、權威として承認せられるから、權力が命令の作用をなすことが出来るのである。權威ならざる權力所有者の權力は、人を屈服し、強壓することは出来る。若しくは却て自己に反抗する他の力を誘發することが出来る。しかし畏敬の情による服従を

なさしめることが出来ない。

權威と權力とはその服従に於いて全くその性質を異にしてゐる。權力に對する服従はその結果の賞罰に由る利己的服従であり、權威に對する服従は畏敬的服従である。權威は畏敬感情の對象であつて、權力は利害感情の對象である。畏敬感情の對象なるが故に權威は絶對的なものであり、利害感情の對象なるが故に、權力は相對的なものである。權威と畏敬感情とは相節不離の關係にある者で、一方に權威があればそれに對しては必ず他に畏敬感情を有する者があり、一方に畏敬感情を有する者があれば、それに對應して必ず一定の權威がなければならぬものである。權力への服従は、たゞ權力の壓迫に對する己むを得ざるの服従なるが故に、その壓迫が弛緩輕減した場合には、直ちに反抗の勢をなすものであり、權威への服従は、服従すべくして服従する所の當然の服従なるが故に、それが權威である限り、權威者その者の經驗的條件の如何に由る所の榮枯衰盛に拘はらず、全然それに心服して敢て疑はぬのである。

要するに權力は知識に於いても、道德に於いても經驗による任意力アービトラリーパワーであり、從て個人的であり、特殊的である。之に反して權威は超驗的心性に基礎を有する威力で



あつて、従て普遍的であり、一般的である。是等が權威と權力とが全然その性質を異にする所以である。

## 九

次に私は權威の機能に就いて述べやうと思ふが、それには知識の方面は姑く措いて、單に道德の方面に就いてのみ述べる。そは此方面に於ける機能は、知識の方面に於けるよりも複雑にして且つ人生との交渉が多いからである。而してそれには、個人に對する機能と、團體に對する、それとを分けて説かねばならぬ。

先づ個人に對する機能についていへば、權威は個人に對しては一方には謙遜、他方には憐恃の淵源をなすものである。彼の父國民君主等は、すべて多くあるが中の一つのものであつて、彼等は必ずしも皆同一の命令を發しなければならぬといふ必然の約束はない。時には相齟齬矛盾することがあるかも知れぬ。すなはちそれ等は文化階段によつて異なる所の權威で、相對的なものであつて、絶對的なものでない。人が是等の權威に立脚してをる間は、甲乙の權威の間に振動して適從する所を知らず、自ら窘窮の地に陥らざるを得ない。之に反して父君主等に於けると異なり、他

に並存するものがなく、類を絶した唯一なものとして寫象される權威に服従するに至り、始めてその權威は絶對に信頼し得る所の大盤石となるのである。

さてその絶對的權威に對しては、吾人の經驗的自我の如きは無限に小さく、無限に弱い。此弱小を以て絶對的權威に對するが故に、そこに無限の大謙遜が現はれる。しかしながらその經驗的自我の中に内在する所の吾人の本質は、權威者のそれと相通する者であることを自覺した場合には、そこに自己の進路に横はる所の一切の障礙を粉碎せずにはおかぬ所の大怜愍が起きるのである。孔子の桓魋を叱し、匡人を喝した大勇猛心は、夫子の大確信から出たものに相違ない。

そればかりでない、「居易以俟命」といふ、平生に處して、晏如として、しかしながら健剛の歩を以て進み得る意思の訓練も、絶對の權威に依據してをればこそ出来ることである。彼の「大學」の定靜、安慮得の五段の作用の如きも、意思が「至善に止まる」といふ絶對に信頼の出来る投錨地點を得たからである。「大學」の本文に「知止は定まることあり」とあるが、「此知止の知は普通の「知る」といふ意味に解すべきでなく、全然知行合一的の知に解すべきであらう。即ち體驗的の知に解して、自分が至善の地盤に立脚してをるといふことを體驗すれば、心然に意思は十全なる安定を得ると意味に解すべき

である。而して此「定」は無政府アナルヒの反對であつて、價値による上下の位付けが確然として定まり、其秩序が動搖せざることをいふものである。リツプスの謂つてをる所の價値の體系による安定である。従て此安定があれば價値の顛倒から生ずる混亂、即ち經驗的衝動又は欲求によつて、道德的判斷を誤るが如きことはない。さればその他靜安慮得等も亦、意思の訓練として皆深い意味を有つてをる者であり、而かも此順序も亦決して無思慮に配列したものではない。

## 10

次に權威の團體生活に對する機能について述べやうと思ふが、しかしその全體に就いて論ずるの邊がないから、團體の一つの形式なる國家のみについて、その國家に對する權威の機能だけについて説かうと思ふ。

國家を權力團體なりと觀る觀方、是は古くはマツキアヅェリ、カール・ルードキツヒ、フチン・ハレル、近くはグンプロギツツ、ラッサル、アントン・メンガー、ツライチユケ、ベルンバルディなどによつて唱道されたる説であるが、その説によると、國家には最高至上の統一原理がなければならぬが、それは所謂主權といふものである。この主權なし

には國家の成立は不可能である。然らばその謂ふ所の主權の本質は何であるかといへば、それは國家の君主又は國民、若しくは其兩者が聯帶的に有つてゐる權力に外ならない。而してその主權といふものは、權威一般が、國家といふ、ある特殊の形式の團體中に持ち來されたる時の名であつて、主權と權威とは單にスペシースと、ジーンナスとの差異に外ならない。ラスキイの「近代國家に於ける權威」に於いて論じたる所は實に此意味に於いてある。されば主權の本質は權力なりといふことはやがて權威の本質は權力なりといふことである。

而して西洋に於いて國家を權力團體なりと視るのは、必ずしも前に述べた權力説を唱へてゐる人達に限らず、大體に於いては大に自由主義を取てをる所の英國人にも尠くないのである。彼のスペンサーの如きもその一人で、現在に於いてはホッブハウスの如きもその人である。氏は *Evolution and Political Theory* や *Morals in Evolution* やその他の諸書に於いて國家についてのべてをるが、氏はホブソンの國家絶對觀などを批評して自由主義の國家觀を懷抱してをるが、それでもやはり國家を權力團體なりと觀てゐる點がある。氏は國家には(一)血族原理 (*Kinship Principle*) (二)權威原理 (*Authoritative Principle*) (三)市民原理 (*Citizenship Principle*) の三原理が相並存してゐる。此

等は均分に存在してゐる者でなく、時代によつて相消長する者ではあるけれども、兎に角三者の並存してゐないことはない。權威原理はたゞの實力原理に代てその地位を占めるやうになり、而してそうなれば、法律、正義等が段々現はれるやうになるが、しかしそれでも猶それは畢竟實力原理であつて、強制、抑壓の存在をなくすることが出来ない。それゆゑそこに更に市民原理が入つて來なければならぬと説き、所詮國家は強制力 (coercive power) を有する所の一種の社會であると斷じてゐる。かやうにホツプハウスの如き人の意見の中にさへ、國家を權力團體なりと觀る考が存在してゐる。

かやうに一般的に西洋學者の間には、多くは國家の本質を權力なりと觀る傾向が顯著である。是は希臘の昔のポリスには其傾向が幾分稀薄であるが、羅馬のエムバニアから殊に近代の歐洲國家は、多く攻伐侵略によつて出來上つた傾向が甚だ濃厚である。かうした事實があるので、學者達は、自然國家の本質を權力なりと觀るやうになつたのであらう。(スペンサーの國家起源論の如きはその代表的なものゝ一つである)。彼のツライチュケや、ベルンハルダイなどの戰爭謳歌主義、勝則官軍主義、侵略主義、道德、宗教、隸屬主義、一言にしていへば、力是正義主義は國家の本質を權力なり

と觀たる必然の結果であつて、權力説の窮極する所は、必ず此に至らざるを得ない。さて以上は權力主義者の思想を述べたものであるが、彼等の説いてをるやうに、國家に絶對至上の統一力がなければならぬことは事實である。而してその統一力を主權といふならば、國家にその主權がなければならぬことは事實である。而してラスキアのいつてゐるやうに、主權は權威の一種なるが故に、國家には權威がなくてはならぬといふことになるのである。しかしながらその權威は權力ではない。權力と權威とは全然其の本質を異にする者なることは既に之を説いた。即ち權力は利己心の對象で、權威は畏敬感情の對象であると論じた。此の論は國家の上に應用しても勿論變ることはない。所謂王霸の別の如きは、此權威と權力との關係から起つてをるものである。覇道的國家といふのは權威の本質を權力なりと解し、その權力を以て統一した國家をいひ、之に反して王道的國家といふは、權威を權力と區別し、その權威を以て統一をなす所の國家を謂ふのである。權力統一の國家は、國家内に並存して、平等の權利を以てその存在を主張する所の、諸多の權力の消長によつて、動もすれば紛糾混亂、戰爭を惹起する虞の甚だ多い、極めて不安定の統一であり、從て畢竟無政府に陥るべき運命を有つた統一である。而して權威統一の國家は、權威がそれ

自ら權威たるの位を退くか、遜るかによるにあらざれば、權威は永遠に權威であつて、命令する者は當然の位置にあつて命令し、服従する者も、亦當然の位置にあつて服従する所の、従て常に秩序と平和とを持ち來してをる所の統一である。我が國語のミイツ(稜威)といふ概念は、餘程此權威の觀念に近い意味を以てゐる語であるやうに思はれる。我が國は天皇の稜威による統一で、而かもその稜威その者は權力でない。我が國の歴史殊に政權が武門に歸して以來の歴史を顧みると、權力は殆んど武將達の手<sup>に</sup>に收められてしまつて、朝廷には殆どなかつたといつてもいゝ位であつた。さうした場合に於いても稜威による我が國の統一は確然として動かない。又明治維新の我が國史上の未曾有の大變革がうまく成遂せられたのも、全く權力でない、權威の存在が天下萬民によつて明確に承認されてゐたからである。此意味に於いては私は稜威の概念は、私が今こゝで論じつゝある所の權威の觀念に近い者であると主張する所以である。

勿論國家には力のあることも事實であり、又その力は、なくてはならぬ者なることも事實である。しかしそのなければならぬ所の力は、權威化オイソライズせられなければならぬ。權威化せられないたゞの力は暴力である。之を個人の上について觀るも、權威化せ

られない體力の強健はそれ自らにては何等道德的價値を有つてをる者でなく、時としてそれが却て道德的害惡を惹起することさへある。けれども權威化せられたる體力は、強健なればなる程理想實現に適するが故に、道德的に價値あるものとなるが故に、強健であればある程、その道德的價値は高くなるのである。

國家の有する力もそれと同様である。國家が道德的に價値ある文化を創造し、展開した場合、國家はその文化を防禦し、擁護するだけの力を有たねばならぬ。それなしには國家は文化を創造し、發展させることが出来ぬ。それが出来なければ國家はその存在理由を失つてしまはなければならぬ。けれどもその力が單に物的の力、自然的力にして止まるならばそれは權力であり、暴力である。それが權威化せられて始めて正當なる力、即ち當然用ふべくして用ゐる所の力となるのである。力は歴史的に制約せられたる權威であらねばならぬ。

要するに權威は個人的生活に對しても、又團體的生活に對しても統一原理であり、秩序原理であつて、權威のない生活は混沌カオティシユな無政府的な、紛亂した生活である。(了)